

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 健康福祉部 しょうがい福祉課 |
| 委託業務番号 | 令和5年度 長し福第 67 号 |
| 委託業務名称 | 医療的ケア児等コーディネーター配置事業委託 |
| 委託業務場所 | 長浜市小堀町122番1 |
| 業務の概要 | 保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐことを目的に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。 |
| 履行期間 | 令和5年 4月 1日 から 令和6年 3月 31日まで |
| 契約年月日 | 令和5年 4月 1日 |
| 契約額(税込) | 2, 945, 000円 |
| 契約の相手方 | [所在地又は住所] 滋賀県野洲市北桜978番地の2 [商号又は名称] 社会福祉法人びわこ学園 |
| 契約相手方の選定理由 | 社会福祉法人びわこ学園は平成26年に重症心身障害者通所施設えがおを開所され、湖北圏域の医療的ケアが必要な方への支援を通じた支援方法や圏域の情報の蓄積、関係機関とのネットワークの構築がなされているため。 |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |